

UNHCR Paper
on Asylum Seekers from the Russian Federation
in the context of
the situation in Chechnya

チェチェン情勢を背景とした
ロシア連邦からの亡命希望者に関する報告

February 2003

United Nations High Commissioner for Refugees
CP 2500, CH-1211 Geneva 2, Switzerland

E-mail: hqpr11@unhcr.org

Web Site: <http://www.unhcr.org>

出典 : <http://www.unhcr.org/cgi-bin/tehis/vtx/publ/opendoc.pdf?tbl=RSDLEGAL&id=3ea7bbd34&page=publ>

目 次

はじめに

第一部

全般的状況と近年の情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第二部

国内移動と国内避難民に対する連邦の政策について・・・・・・・・ 4

a) 強制移住者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

b) 失われた財産に対する補償とその他の手当

c) 移動と居住地の選択の自由

d) チェチェンへの自発的な帰還の原則

e) イングーシにおけるチェチェン避難民・・・・・・・・・・・・ 5

f) 北コーカサスの他地域におけるチェチェン国内避難民・・・・ 9

g) 他のロシア連邦内にいるチェチェン国内避難民・・・・・・・・ 10

第三部

チェチェン以外のロシア連邦地域で生まれた、またはチェチェン
以外のロシア連邦地域に永住しているチェチェン民族の状況・・・・・・・・ 13

第四部

適切な身元証明／旅行許可書

第五部

チェチェンから逃れる非チェチェン民族の状況

第六部

「内戦状態における迫害の場合の国内避難選択可能性」に対する UNHCR の立場・・ 14

第七部

背景情報の概要

第八部

参考

はじめに

第一部

全般的状況と近年の情勢

4. 以下に欧州評議会の専門家による2002年12月の評価を挙げる。

「2002年10月後半に起こったモスクワ劇場占拠事件以降、治安状況は確実に悪化している。専門家ならチェチェン共和国における軍事行動が相変わらず激しいものであることを証明できるだろう（▼3）」

2002年11月初旬、ロシア軍はチェチェン全土で分離主義者に対する徹底的な攻撃を行った。ロシア国防相セルゲイ・イワノフは、チェチェンから駐留部隊を削減するとして以前の計画を一時中断したことを述べた（▼4）。目撃証言と国際人権団体の報告によって、拷問と裁判なしの処刑、恣意的な拘禁、失踪、レイプ、虐待、広範におよぶ破壊、財産の略奪を含む人権侵害と国際人権法の侵害に関する詳細な情報が提供されている（▼5）。

▼3 欧州評議会、チェチェン共和国での自由を保障するためにロシア連邦大統領の特別代表事務局にて欧州評議会の専門家の参加を受けて行われた事務局長による第24回中間報告（2002年11月10日～12月4日）、SG/Inf(2002)51（2002年12月9日）、『2002年11月10日～12月4日のチェチェン共和国における人権および市民の権利と自由』[http://www.coe.int/T/E/Secretary5Fgeneral/Documents/Information%5Fdocuments/2002/SGInf\(2002\)51E.asp#TopOfPage](http://www.coe.int/T/E/Secretary5Fgeneral/Documents/Information%5Fdocuments/2002/SGInf(2002)51E.asp#TopOfPage) を参照。現在に到るまで、閣僚委員会は遵守義務を有する1994年宣言第一節の基本理念をわずか一度しか—2000年6月26日に事務局がチェチェンの状況に関して適用して以来—適用していない。（2003年2月6日の欧州評議会モニター／Inf(2003)を参照）。

▼4 BBC News、『ロシア、チェチェンでの新たな攻撃を開始』（2002年11月4日）<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/2396975.stm>

▼5 こうした報告には以下のものが含まれる。UNHCRによる報告書、www.unhcr.ch; アムネスティ・インターナショナル、『ロシア連邦 2001年

1月～2001年12月（2002年度報告書）』（2002年5月28日）、<http://web.amnesty.org>; ヒューマン・ライツ・ウォッチ、『2003年世界報告／ロシア連邦』（2003年1月14日）、<http://www.hrw.org>

5. チェチェン紛争の初期からすでに35万人以上の人々が故郷を離れて—その大半はイングーシへ、その他の人々はロシア連邦内やチェチェン内部の別の地域へ—避難することを余儀なくされている。UNHCRによると、2002年12月31日時点で、イングーシに約10万3000人、チェチェン共和国内に約14万2000人、ダゲスタンに約8000人、ロシア連邦のその他の地域に約4万人の国内避難民が存在している（▼6）。旧ソ連圏のその他の地域や中央ヨーロッパ、西欧においても正確な数は把握されていないが多数のチェチェン難民と亡命者が存在する（▼7）。保護を求めている1万人以上のチェチェン人が中央アジア—その最大数はカザフスタン—に留まっている（▼8）。

▼6 イングーシにおける国内避難民の統計に関する国連の見解はデンマーク難民評議会のデータベースに依拠している。チェチェンの統計に関するUNHCRの見解は、ロシア連邦当局によって発表される数値に基づいている。イングーシ・チェチェン両共和国においてデンマーク難民評議会は特にUNHCRおよび国連世界食糧計画（WFP）の事業実施パートナーとなっている。ダゲスタンおよび他の連邦共和国についての数値はUNHCRによる推計である。詳細については、ノルウェー難民評議会、世界国内避難民データベース／国内避難民概評／ロシア連邦、『ノルウェー難民評議会による世界国内避難民データベースにおける有用情報の編集』（2002年10月28日）などを参照。

▼7 UNHCRの統計によると、約5万1753人のロシア市民が2000年から2002年にかけて工業国に亡命を希望している。チェチェン国籍を持つ亡命者の数については報告されていない。UNHCR、『工業国への亡命申請者：水準と傾向、2000年～2002年』、PGDS／運用支援局／ジュネーブ（2003年3月）

▼8 これに加えて、約4000人のチェチェン難民がグルジアで、約6000人のチェチェン難民がアゼルバイジャンで、それぞれ難民として登録され保護を受けている。200人以上のチェチェン人がウクラ

イナで難民としての地位を認められている。ポーランドでは2001年10月時点において1000件近い難民申請に関する訴訟が行われている。

第二部

国内移動と国内避難民に対する連邦の政策について

8. 以下の諸段落ではチェチェン紛争によるロシア国内避難民の状況に関する詳細を説明し、国内における再定住の可能性を評価する際の関連情報を提供する。

a) 強制移住者とは

9. ロシアの法律用語には「国内避難民」を意味する用語は言及されていない。しかし1995年の「強制移住者」に対する連邦法は、意思に反して避難民となった人々という近似の概念を想定している。同法第一条には以下の記述がある。

「強制移住者とは、自身または家族に対して振られた暴力または他の形態による迫害のために、あるいは人種・民族・宗教・言語または特定の社会的集団の一員であることや個人または個人の属する集団に対する敵対運動をともなう政治的見解、公共の秩序に対する集団的違反によって迫害を受けるという深刻な危険があるために、意思に反して永住地を離れざるを得なかったロシア連邦市民である」(▼22)

▼22 同条第二項はより詳細に「(・・・)ロシア連邦内の永住権を持つ地域を意思に反して離れ、ロシア連邦内の別の地域に移らざるを得なかったロシア連邦市民は(・・・)強制移住者として認定される」と規定している。したがって、(およそ16万人と見られる)チェチェン内部の国内避難民は現法では強制移住者としての地位を認められていない。

10. 1994年から1996年のチェチェン紛争の結果、約16万2000人の国内避難民—その大半はロシア民族—がロシア連邦の79の行政局で強制移住者として認定された。強制移住者として認定された場合には、基本的に特別手当や住宅補助、職業紹介、融資、その他の関連支援を通じて、新たな居住地

域における国内避難民の統合が促進される(▼23)。

▼23 自発的に以前の永住地に帰還する人々は強制移住者の定義には含まれない。実際に、強制移住者法第7章2(5)では、現地執行機関に対して「強制移住者が以前の永住地に自発的に帰還する場合には彼らに対して支援を与える」義務が課されている。

11. 2000年の始めには24万人もの人々がチェチェンから逃れてきていた。現在の紛争によって避難してきた人々が強制移住者として認められる例は非常に少ない。正確な情報は入手不可能だが、政府統計によると1999年9月30日から2002年12月31日までの間に約1万3232人が強制移住者として認定されたことが報告されている。手続きが長期化しているために、この数値には、過去数年間で強制移住者として認められた1994年から1996年の紛争による国内避難民も含まれている。

12. 地元NGOおよび事業実施パートナーからUNHCRに寄せられた信頼できる情報によると、連邦軍による迫害または財産の喪失、「公共の秩序に対する集団的違反」という主張に基づく強制移住者申請のほとんどは却下されている。これは、有能な移民当局が、ロシア政府によって遂行されている現在進行中の「対テロリスト作戦」は一その定義によると—「公共の秩序に対する集団的違反」を行ってはおらず、上記の作戦を遂行する連邦軍がそうした公共の秩序に抵触することも考えられないとしていることによる。強制移住者としての地位を認められた国内避難民の大半は、連邦軍ではなくイスラム原理主義組織からの迫害に対する恐怖を表明した者である。

13. 内務省ロシア連邦移民局(FMS)(▼24)の管轄組織によって強制移住者の地位に関する決定手続きが行われている間、上述の公式政策は明らかに連邦全土に広がっていった。人権団体および地元NGOは、前回の紛争時に発生した—その大半はロシア民族で一般的に強制移住者として認定された—国内避難民と、現在の紛争による国内避難民—その大半はチェチェン民族—との扱いにおける格差を強調している。後者の場合は、国内の基盤設備と私的財産が大量に破壊され、広範囲に渡っ

て危険な状態が持続しているにもかかわらず、それによっては強制移住者として認定されることができずにいる (▼25)。

▼24 2000年5月17日の大統領令第867号によって、連邦移民局は州政府の民族・移民政策省に再編された。さらに2001年10月16日の大統領令によって、省の再編が行われ連邦の移民政策の統合に関わる機能が内務省に移譲された。

▼25 現在のチェチェン戦争によって避難民となった強制移住者の地位の認定が制限的に慣行されていることに関しては、Gannushkina Svetlana/メモリアル人権センター、『ロシア連邦におけるチェチェン国内避難民』、pp.10-15、モスク(2002) <http://www.db.idpproject.org> を参照。

14. 1999年10月から2002年12月までの期間に、ロシア連邦の79の地区で、国内避難民が強制移住者として認定されている。公式統計によって民族別の分類が行われているわけではないが、UNHCRに寄せられた信頼できる情報によるとその大半はロシア民族である。連邦政府およびロシア連邦の民族・移民政策省の統計によると、1999年10月1日から2002年12月31日までの期間にイングーシで強制移住者の認定を受けたチェチェンからの国内避難民はわずか89名にすぎない。

1999年10月から2002年12月の間にチェチェンからの強制移住者として認定された1万3232人の大半は、チェチェン民族の国内避難民がごくわずしか存在しない地域に居住している。スタプロポリ地方に3530人、タンボフ地方に689人、サラトフ地方に635人、クラスノダール地方に995人が居住している。チェチェンからの強制移住者として認定された国内避難民のほとんどがチェチェン民族でなかったという事実は、連邦政府・ロシア連邦の民族・移民政策省による連邦下院議員V.イグルノフへの書簡の中で認められている (▼26)。けれども、上述の理由(イスラム原理主義または「ワッハーブ」派による迫害の恐れ)によって強制移住者として認定されたチェチェン民族がいるということもUNHCRは把握している。

▼26 本報告書、pp.48-52

b) 失われた財産に対する補償とその他の手当

c) 移動と居住地の選択の自由

d) チェチェンへの自発的な帰還の原則

e) イングーシにおけるチェチェン避難民

28. イングーシとチェチェンは隣接しており、イングーシは総じて大量の国内避難民の避難先となってきた。しかしながら、1999年から2000年にかけて36万人の地元住民に対して24万人を超える国内避難民が流入したため、(ロシア連邦内の最も貧しい共和国の一つである) イングーシ共和国の基盤設備は崩壊してしまった。2002年12月31日時点でイングーシには10万2000人の国内避難民が存在した (▼39)。このうち約55%は受け入れ先の家族とともに暮らしているが、27%は(以前の集団農場や閉鎖された工場、その他シェルターとして利用されている私営化された建築物など、ロシア連邦政府がガスと電気の利用料金を所有者に返済している場所に) 一時的に定住している状態で、18%はテントキャンプに居住している。地元の社会基盤設備は国内避難民の流入によって機能不全に陥っており、国内避難民の大多数にとっては、医療機関や学校に行くことができる場合でさえ、そこで受けられる恩恵はわずかなものにすぎない。キャンプや居住地では結核が流行している

(▼40)。UNHCRは世界保健機関(WHO)と共同で特に深刻な症例(例えば拷問の被害者など)についての医療照会システムを構築し、それによって十分な収容能力のないイングーシ内部ではなく外部の医療機関からの症例の照会を可能にした。国際機関による人道支援が基本的な生活状況の悪化を防ぐために続けられている。

▼39 デンマーク難民評議会データベース

▼40 世界保健機関(WHO)によると2001年10月にはイングーシの国内避難民の中から約1700件の結核の症例が報告されている。

29. イングーシが過密状態であるという見解に基づき、連邦移民局(FMS)は1999年から2000年にかけて、国内避難民の一部を連邦の別の地域に移住させるいくつかの試みを行った。こうして数百もの家族が、タンボフ・サラトフ地域にあり、連邦移民局(FMS)によって交通費を負担された(列車の切符の引換券が配布された)既存の仮設宿泊

センターに自ら進んで移住した（▼41）。2002年11月末には、約573名が連邦移民局によって運営される多くの（主にタンボフやサラトフ、モスクワ地域の）仮設宿泊センターに留まっていた。当初連邦移民局（FMS）はより多くの国内避難民を中央ロシアの他地域に移住させることを意図しており、この計画は連邦当局が期待していたほど効果的ではなかった。まず、当該地域の大半は、大規模なチェチェン・コミュニティが存在せず、チェチェン国内避難民に宿泊場所を提供しなければならないという熱心さとは無縁であった。さらに、チェチェン国内避難民自身が故郷であるチェチェンの近くに留まることを希望し、イングーシを離れて歓迎されない地域に移動することを望んでいないという事情がある。

▼41 こうした仮設宿泊センターは、旧ソ連圏の他の地域からロシアに移動してきた強制移住者（主にロシア民族）を受け入れるために、連邦移民局（FMS）によって1990年代の初期から半ばにかけて当初建設されている。

30. 徐々に、国内避難民と現地住民との間に緊張が高まっていき、現地の受け入れ先家族から立ち退きを受けた結果—これは国内避難民の家族が受け入れ先の財政状況を破綻させてしまった後にしばしば起こることであるが—、自分たちだけで居住する国内避難民の割合が増加した。UNHCRとNGOは毎日のように行われるこうした立ち退きに直面している。UNHCRは可能な限り、立ち退きを受けてテントキャンプにいる家族に対してシェルターを用意し、チェチェンに戻る他に道がない彼らに対する選択肢を提供している。

31. 2000年にUNHCRは、新たに流入してきた国内避難民と、遠隔地または危険で不衛生な一時的定住地にいる国内避難民に宿泊先を提供するために、イングーシに追加のテントキャンプを設置する件について連邦政府と交渉を行った。最終的な合意に行き着く前に、連邦政府はそうしたキャンプがチェチェン内部に設置されるべきであると主張した。UNHCRおよびNGOは、シェルターの設置された領域に留まって活動を続け、損傷したテントを補填することもできるが、政府はイングーシにおいて新たなテントを設置する許可を与えることに対して総じて難色を示し続けている。UNHCRは、近い

将来のうちに受け入れ先の家族や自分たちの居住地から立ち退きを受けた国内避難民の家族が、チェチェンに帰還するか、不法に（住民登録なしに）ロシア連邦の他の場所に留まり続けるか、どこか別の場所への亡命を求める以外に、現実的な選択肢を失ってしまうかもしれないことを懸念している（▼42）。

▼42 この状況は多くの国内避難民の財政状態によっていっそう悪化している。彼らはすでに蓄えを使い果たしており、どこか別の場所に移動したり別の借家を探したりすることができる状況にはない。

32. 連邦当局は国内避難民をイングーシからチェチェンに帰還させようとする様々な試みを行っている。1999年12月17日には、命令第110号によって、連邦移民局は、すべての新規の国内避難民に対する扱いについて言及した、チェチェンの故郷または安全地帯（▼43）への彼らの帰還を促進するための様式第7号（▼44）に基づいて、ダゲスタンおよびスタブプロポリ、イングーシ、北オセチア・アラニアの現地移民局に対して、登録を停止するよう指示している。その後2000年1月20日、イングーシ共和国の防衛・非常事態省によって、連邦当局の支配下にある地域から逃れてきた国内避難民は「現在の居住地で認められていたあらゆる手当てを剥奪される」べきであるという通達が出された（▼45）。

▼43 命令第110号によるとチェチェンの安全地帯は以下の場所とされる。「シェルコフスコイ地区（すべての都市と村）、ナウルスカヤ地区（すべての都市と村）、ナドテレシニ地区（すべての都市と村）、グロズヌイ地区（トルストイ・ユルト、ピノグラドノイエ、クセン・ユルト、ゴルヤチ・イストーチニク）、グデルメス地区（グデルメス、エンゲルス・ユルト、スポロフ・ユルト）、シャリンスキー地区（アルゲン、シャーリ）、アチコイ・マルタン地区（アチコイ・マルタン、セルノボドスク、アシノフスカヤ、サマーシキ、カティル・ユルト、バレリック、チェムルガ）」

▼44 様式第7号は、1997年3月31日付の命令第19号（内部文書）に関する連邦移民局の書簡に従って発布されている。それは国内避難民の住居や保護を担当する移民当局によって、統計および人道支援の企画・対策のために利用されている。様

式第7号は身分証明書ではなく、身分証明書に代わるものでもないが、内務省の現地機関によって滞在または住民登録を行う目的で必要とされている。

▼45 省の布告は、ナウルスカヤ地区および、シェルコフスコイ地区、ナドテレシニ地区、アシノフスカヤ、セルノボドスクについて「国内避難民の住居のための場所がそこに用意されている」と明言している。

33. 新たに到着した国内避難民の登録を禁止した連邦命令第110号は、イングーシにおいて程度に差はあれ実行に移されたが、強化される前に事実上無視された。連続していくつかの類似の連邦命令と通達があり、国内避難民の間ですぐにでもそれが実施されるだろうという噂と恐れが広がった（▼46）。国内避難民の登録に関する連邦の政策や、国内避難民の置かれている状況の危うさは、こうした不確実性によって特徴づけられている。2001年4月、連邦内務省の民族・移民政策省のイングーシ出先機関は、（様式第7号に基づいて）新たに到着したすべての避難民の登録を停止した。移民当局による登録が行われなかったため、国内避難民は政府の管轄下にあるキャンプへの居住や食料を含む政府の支援を受けることができなくなった。現在イングーシには様式第7号を持たない約4万2000人の国内避難民がいるとUNHCRは推定している（▼47）（様式第7号およびイングーシの滞在登録に関する近年の状況については下記の38段落も合わせて参照のこと）。

▼46 例えば、チェチェンと国境を接する地域（ダゲスタン、スタブロポリ、イングーシ、北オセチア・アラニア）の現地移民局に対して、2000年3月時点で様式第7号に基づいて、国内避難民の登録を延期し、彼らのチェチェンへの帰還を支援するよう促した2000年2月25日付の連邦移民局命令第15号を参照。

▼47 デンマーク難民評議会のデータベースによると、2002年9月30日時点で11万813人の国内避難民がイングーシに存在している。政府の公式統計によると、10月18日時点で約6万8822人の様式第7号を持たない国内避難民がイングーシに存在するとされる。

34. 34. 北コーカサスにおける最近の事件として

は、2001年12月のイングーシ大統領アウーシェフの辞任や、2002年4月のザヤジコフ大統領の選出、2002年5月の国内避難民のイングーシからチェチェンへの帰還のための行動計画15項目に対する署名（▼48）、イングーシへの連邦軍の再展開、イングーシ内での連邦軍によるIDチェックの強化などが挙げられる。こうした事柄は、連邦および現地当局によって国内避難民をチェチェンに帰還させようとする動きが加速されている状況を示唆している。帰還政策に対する圧力は、2002年10月のモスクワ劇場占拠事件以降さらに強まっている。

▼48 2002年5月29日に、エラギン公使およびカザンチェフ大統領全権大使と、イングーシ共和国大統領ザヤジコフおよびチェチェン共和国行政部代表カディーロフによって署名された帰還のための行動計画。

35. 2002年5月に署名された帰還のための行動計画の規定の大半は、チェチェンに仮設宿泊センターを追加・増強し、故郷の家の再建に必要な建設材料を提供することで、仮設宿泊センターから故郷への円滑な移動を保証することに関するものだった。UNHCRはチェチェン帰還者に対するシェルターの必要性を認めるものの、そうしたセンターを設置することで国内避難民が無期限に渡ってそこに留まりかねないことを懸念している。チェチェンにおいて（連邦保安局またはFSBの責務である）治安が回復されることが期待されるが、それもまだ確立されてはいない。

36. UNHCRは、チェチェン内で（住居や児童手当といった）特別手当を受ける国内避難民に対してイングーシでの人道支援を停止することを定めた行動計画の第5項に特に注目している。これは国内避難民が滞在または帰還を選択する自由を制限する手段にも等しいからである。第14項ではイングーシの「仮設宿泊センター」の閉鎖と国内避難民のチェチェンへの帰還が想定されている。

37. 行動計画の署名を受けて、チェチェン行政部およびイングーシ移民局、連邦移民局は、イングーシのテントキャンプにいる国内避難民に対して集中的なキャンペーンを行った。2002年12月31日時点で、約7404人の国内避難民がチェチェン行政部の支援を受けてテントキャンプから集団帰還し

ている。

38. 帰還のための行動計画の実行と並行して、内務省のイングーシ出先機関によって国内避難民の滞在に関する「合法性」の統制が激化した。内務省の出先機関のパスポート・ビザ部門で滞在登録を行おうとする国内避難民は、現地移民局によって発行された書式第7号がない場合には、決まって登録を拒否されている。書式第7号は1997年の連邦移民局の内部通達によって想定されたものにすぎず、登録に関するその他の連邦法によって要求される文書ではないため、滞在登録の発行に必要不可欠なものとしてそれを取得しなければならないことには異論の余地がある。けれども、そうした要求の合法性を問おうとする現地NGOの試みが法廷で成功しているとは言えない(▼49)。数ある障害の中でも深刻なものは、イングーシで滞在登録証を持たない国内避難民は、もはやイングーシで生まれた子供の出生登録を役所で行うことができないということである。連邦移民局が書式第7号を持つ国内避難民に対してしかガスと電気の利用料金を払い戻さないために、書式第7号を持たない国内避難民は最近では所有者によって仮設宿泊センターへの入居を拒否されるようになっていく。

▼49 現地のNGOは、地裁がそうした裁判を延期し続けたり、ただ訴えを却下したりしている—そうしたしなければ当局からの圧力がかけられる—ことについて報告している。

39. 2002年9月には連邦軍とチェチェン・ゲリラとの最初の深刻な軍事衝突がイングーシで発生した。2002年9月26日のグルジア・パンキシ渓谷からイングーシへの180人のゲリラによる襲撃によって、イングーシ南部のガラシ村付近で軍事ヘリコプターが撃ち落された。この事件に続いて山岳部で数日間の戦闘が行われた。ガラシ村の住民とそこに住む数百人のチェチェン国内避難民は、イングーシの中部または北部に避難した。ロシア当局は、生き残ったチェチェン・ゲリラがチェチェンやパンキシ渓谷に撤退したと見ているが、一部がイングーシの別の場所に潜んでいる可能性もあると疑っている(▼50)。

▼50 詳細は以下を参照。世界食糧計画(WFP)、

『緊急報告 No. 39/ロシア連邦(コーカサス)』
(2002年9月27日)、

<http://www.wfp.org/index.asp?section=2> ; ワシントン・ポスト、『ロシア軍とゲリラ、チェチェン近郊での激戦衝突』(2002年9月27日)、
<http://www.washingtonpost.com>

40. 2002年10月の人質占拠事件の結果、連邦当局はイングーシのすべてのテントキャンプを閉鎖するという決定を再度行った(▼51)。2002年11月、連邦移民局はUNHCRを含む国際組織とNGOに対して破損したテントの交換を中止するよう要請した。2002年11月30日から12月2日の間に、当局は約1500人の国内避難民が居住していた(マルゴベク地区の)アキ・ユルト村付近の「イマーム」テントキャンプを完全に撤去した。UNHCRは、このうちおよそ半数が、受け入れ先家族のいる避難所を見つけるなり、仮設宿泊センターに入居するなりして、チェチェンに帰還したと推定している。残り的人々はイングーシキャンプがあった場所に自ら作った泥の煉瓦の家や、受け入れ先家族のいるマルゴベクやイングーシの他地区の避難所—に留まった。政府によってイングーシやその他のいかなる場所においても別の宿泊施設が提供されることなくアキ・ユルトの「イマーム」テントキャンプが撤去されたため、国連(人道問題担当事務総長)およびUNHCRとEUは揃って帰還の自発性に関する懸念を表明した。

▼51 イングーシのテントキャンプの国内避難民家族が人質犯に対して心情的な支持を表明した国営テレビ番組が放映されたことによって、国内避難民に対する極めて非好意的な世論が生み出された。

41. 当局による国内避難民のチェチェンへの組織的な帰還が行われた後、最終的に政府はUNHCRがイングーシ共和国に留まった以前のアキ・ユルトのキャンプの住人に宿泊場所を提供するためにイングーシにいくつかのテント小屋を設置することに同意した。2002年から2003年の冬以降も残ったテントキャンプの閉鎖を延期することや、キャンプの住人に対するチェチェンへの集団帰還計画に関しては、UNHCRは2002年12月末に当局がイングーシで選んだ別の移住場所に追加のテント小屋を設置することで連邦・イングーシ移民局と合意に達した。しかし、2003年2月にイングーシ政府は、

現地の建設規定に基づく技術的な要求を満たさない限り、支援団体による（UNHCRのテント小屋を含む）一時的なまたは移動式シェルターの設置を中止するという命令を出している。

f) 北コーカサスの他地域におけるチェチェン国内避難民

42. チェチェンから連邦内の北コーカサスの他地域に移住する利便性を調査するためには、居住者の大多数が非スラブ系もしくはイスラム教徒である地域（ダゲスタンやカバルディノ・バルカリア、カラチャイ・チュルクス）と、大多数がスラブ系もしくはキリスト教徒である地域（北オセチア・アラニアやスタブロポリ地方、クラスノダール地方）を区別して捉えなければならない。

43. ダゲスタン共和国およびカバルディノ・バルカリア、カラチャイ・チュルクスには多民族が居住しており、一般に様々な共同体の間に緊張関係が存在する。チェチェンにおける現在の紛争は、ダゲスタン軍と連邦軍との軍事的衝突によって引き起こされたチェチェン・ゲリラ組織のダゲスタンへの潜入によって拡大した。ダゲスタンは現在およそ8000人の国内避難民をかかえている。チェチェン紛争が開始されてから、チェチェン・ゲリラはチェチェンと国境を接するダゲスタン山岳部を基地キャンプとして利用してきた。ダゲスタンはチェチェンからの国内避難民をこれ以上受け入れることに関して難色を示している（▼52）。2002年5月、強力な対人地雷がカスピスク市の軍事パレードの最中に爆発し、45名が死亡した。当局はチェチェン・ゲリラ司令官ラッパニ・ハリエロフがこの攻撃に関与しているとして非難した。

▼52 ダゲスタンとその他の北コーカサス共和国において見られる、強制移住者に対する連邦法および移動の自由の侵害に関しては、弁護V. Golovachによる『公認された犯罪行為への告発、チェチェン共和国の福祉から疎外された人々に関する問題／市民と行政による犯罪：判決の履行と検察判断の遂行に関するメカニズム』、メモリアル人権センター、モスクワ（2001年）

<http://www.memo.ru/hr/refugees/sem8en/index.htm> を参照。

44. カバルディノ・バルカリアおよびカラチャイ・チュルクスにおける状況も、民族的緊張状態および二つの構成民族間の政治的対立（カバルダ民族対バルカル民族／カラチャイ民族対チュルク民族）によって特徴づけられている。この二つの共和国においては、主に構成共和国内でのそれぞれの均衡状態を保つことが重要とされる。この均衡は2001年3月24日にアギデハブル村でテロリストによる自殺攻撃が発生したカラチャイ・チュルクスでは特に脆弱である。連邦当局は犯行がチェチェン・レジスタンスによるものとして非難を加えている。カバルディノ・バルカリアは、ロシア連邦オンブズマンによって、憲法違反と市民の移動の自由および居住地の選択の自由に関する連邦法への違反を毎度指摘されている（▼53）。カバルディノ・バルカリア議会によって1994年に採択された（1997年に改変された）決議に従って、カバルディノ・バルカリアでは、連邦の他地域から流入し、現地に近親者のいないロシア市民である滞在者または居住者に対して、直接的な追放を実施した（現在も追放を実施している）。

▼53 ロシア連邦オンブズマンによる特別報告書、『ロシア連邦における移動の自由および居住地の選択の自由に関する憲法上の権利について』（2000年10月）を参照。

45. スタブロポリ地方およびクラスノダール地方もまた、移動の自由と滞在・居住地の選択の自由に関する憲法ならびに連邦の法規定への違反を理由に、ロシア連邦憲法裁判所やロシア連邦オンブズマンによって幾度も批判されている（▼54）。とりわけロシア連邦オンブズマンは2000年10月の特別報告書『ロシア連邦における移動の自由および居住地の選択の自由に関する憲法上の権利について』の中で下記の事柄について言及している。

「クラスノダール地方における滞在と居住に関する登録手続きに関するクラスノダール地方条例からは、ロシア連邦の[この構成]地域に移動してきた人々や、[クラスノダール地方に]近親者または民族的・文化的紐帯を持たない人々が、[この地域]において自由に居住地を選択する上で相当な困難に直面するであろうことが示唆されている」

▼54 1996年4月4日の（スタブロポリ地方に対す

る) 憲法裁判所の判決とともに上述のロシア連邦
オンブズマンによる特別報告書、(スタブロポリ
地方およびクラスノダール地方に関する) 『ロシ
ア連邦における移動の自由および居住地の選択の
自由に関する憲法上の権利について』(2000年10
月)を参照。

46. この二つの地域への定住一少なくとも滞在一
を望むチェチェン国内避難民にとっての問題は、
現地における登録の制限に留まらない。歴史的に
両地域はコーカサスへのロシアの拡張と征服の拠
点となってきた。両地域の住民の間には伝統的に
強いロシア・ナショナリズムが存在し、コサック
集団とともに極右のロシア国民連帯(RNU)が設立
・組織されている。現在両地域に居住している(強
制移住者として認定された)1994年から1996年の
紛争以前の国内避難民は、総じてロシア民族であ
り、その一部は精力的な反チェチェン運動に従事
している。スタブロポリ地方は、チェチェン紛争
や、シャミーリ・バサーエフ率いる部隊が(スタ
ブロポリ地方の)ブデノフスク市の病院において
1500人の人質を取った1995年6月の攻撃との関連
が推察される多くのテロ行為の標的となっており、
地元民の間に衝撃的な記憶を残している。

47. 北オセチア・アラニアの状況はまた異なっ
ている。チェチェン国内避難民の共和国内への滞
在を妨げようとするのは、居住登録に関する現地
の法というよりは、むしろ現地の行政的な慣例であ
るからだ。北オセチア・アラニア共和国は、基本
的にオセット人(主にキリスト教を信仰するコー
カサス民族)とロシア民族、それにかなりの(イ
スラム教徒の)イングーシ人という少数民族によ
って構成されるコーカサスの共和国である。3万
5000人のイングーシ人の大半は、1992年にプリゴ
ロドヌイ地区において発生した民族間の暴動の最
中に、北オセチア・アラニアから(イングーシへ)
追放された。そのうち半数以上は現在までに再び
現地に戻ってきているが、帰還者は以前居住して
いたプリゴロドヌイへの再登録にあたって様々な
障害に直面している。北オセチア・アラニアには
約7000人のチェチェン国内避難民が存在し、その
大半はチェチェン国境地区(モズドク)に居住し
ている。チェチェン人の存在によって地域の民族
的均衡が崩壊する危険性を懸念する現地当局にと
っては、これも心配の種となっている。

g) 他のロシア連邦内にいるチェチェン国内避難民

48. ロシア政府筋によると、モスクワには数十万
人ものチェチェン民族が居住している。そのほと
んどは国内避難民ではない。しかしながら、現在
のチェチェン紛争によってチェチェンを離れモス
クワにやってきたチェチェン人たちは、法的地位
と居住地に関わる深刻な問題に遭遇し、ときには
執拗に繰り返されるセキュリティ・チェックお
よびアパートからの立ち退き、地元住民の団体に
よるハラスメントに直面することになる。例えば、
モスクワ市政府による1999年9月21日の決議第
875号は、近年の「多数の市民を死に到らしめたテ
ロ行為」について特筆し、首都に居住しているす
べての非モスクワ市民に対する住民票の再登録を
義務づけた。この条例の結果、それまでモスクワ
市に登録していた何千人もの市民は当局への再登
録が不可能になった。新たにモスクワに来た人々
—特にチェチェンからの国内避難民—がモスクワ
で登録することは実際ほとんど不可能である
(▼55)。

▼55 ロシア連邦裁判所によって違憲の判決を受け
た(1996年4月4日、ロシア連邦憲法裁判所は
「モスクワ市およびモスクワ地域、スタブロポリ
地方、ボロネツ地域およびボロネツ市における永
住登録手続きの法制化に関する一連の条例の合憲
性についての判例」第9号-P判決を下している)
にもかかわらず、上記のモスクワ条例および行政
上の慣行は強制力を発揮している。地元の人権NGO
の訴えによって開始された裁判において、個別の
国内避難民の登録に関して積極的な司法判断が下
された例はわずか二、三件にとどまっている。し
かしながら、司法判断が効力を持ち得るかとい
うことに関しては、モスクワのみならずロシア連
邦全土において保証の限りではない。

49. 1999年9月28日に定められた別のモスクワ市
条例では、申請者に対して、強制移住者であるこ
とを証明するために、連邦内務省の認定機関によ
って作成され6ヵ月以上の有効期間を持つ登録書類
を揃えることを義務づけている。しかし実際には、
チェチェン国内避難民がモスクワで滞在許可証を
得ることはほとんど不可能である。彼らは強制移
住者に対して適用される滞在許可証を必要として

いる（▼56）が、事実上滞在許可証が発行されることはない。地元 NGO は避難民申請を行ったチェチェン国内避難民が地元移民局の職員にチェチェンの「安全地帯」に帰還するよう命じられた例を多数報告している（▼57）。当局に登録される可能性を高めるために収容の危機を冒して自ら国内避難民であることを証明したモスクワの合法的な居住者が、登録条例違反によって罰金を科される事例も報告されている。

▼56 上記の措置は 1995 年の強制移住者法において要求されるものではない。

▼57 連邦内務省および連邦移民庁の統計によれば、153 名のチェチェン国内避難民（69 事例または家族）が 1999 年 10 月 1 日から 2001 年 6 月 30 日までに強制移住者としてモスクワで認定されている（そのうちどれだけがチェチェン民族であるかということや、どれだけがようやく最近申請を認められた 1994 年から 1996 年の紛争による国内避難民ではなく現在のチェチェン紛争による国内避難民であるかということに関する有効な分析は行われていない）。

50. 権利の制限に関わるモスクワ市長による条例は、経済的・環境的に荒廃したロシアの国内地域一東部および極東とコーカサスからモスクワに押し寄せる大量の国内人口移動という、より基本的な背景から捉えなければならない。モスクワ市当局は数十万人の非モスクワ市民がモスクワで不法に居住もしくは労働していると主張している。毎年、内務省地方支部が（列車によって）数千人の不法滞在者をモスクワ市境界の外に追放していることも報告されている。しかしながらチェチェン国内避難民は、いわゆる「チェチェン・マフィア」と呼ばれる行為—独占的な地位による麻薬の密売と組織的犯罪—によって生まれる偏見に苛まされている。社会的差別と警察による標的化もまたモスクワにおいて行われたテロ行為—例えば、数百人の死者を出しチェチェン・テロリストの仕業であると言われた 1999 年 8 月のアパート爆破事件や、2002 年 10 月のモスクワ・ドゥブロフカ劇場における人質占拠事件—によるものである。

51. 2002 年 10 月のモスクワ劇場占拠事件は、連邦および地方当局がロシア全土において治安の回復と公共の秩序を名目として数多くの制限を設ける

直接的な契機となった。内務省および検察省はモスクワ市へのチェチェン・ゲリラの潜入状況に関する調査を開始した。事件後には市全体におよぶ調査が開始され、共犯を疑われる人々および数十人の容疑者が逮捕された。法執行官が増加し、滞在許可証を所持していない人々の身元を確認するために、モスクワにおける ID チェックが強化された。こうした統制措置は、人質事件を抑止し得なかったために当局が現在進行中の調査に激励せざるを得ないことに関して、モスクワ市警察が公式の場やメディアで非難されるという状況の中で起こっている。こうした背景から、チェチェンに永住権があることを示唆する身分証明書を所持しているチェチェン民族は、罰金を科され、拘留され、モスクワ市から追放されることに関してとりわけ高い危険に晒されている。

52. モスクワの国内避難民および強制移住者に対する法的・社会的な助言を行っている地元 NGO

「市民支援」は、2002 年 10 月の劇場占拠事件の後、モスクワ市においてチェチェン国内避難民を含むチェチェン民族に対する警察のハラスメントが増加していることを報告している。特に、アパートの搜索や行政による拘留、滞在登録の拒否、学校からの締め出し、職場での解雇について「市民支援」は記録している（▼58）。「市民支援」の報告によって明らかになったことは、法執行当局によって実行される予防的かつ／または抑圧的な行為とチェチェン民族に対する偏見ならびに敵意が今や社会に蔓延しているため、学校などの諸機関においてもチェチェン人に対する差別的対応が見られるようになっているということである。

▼58 「市民支援」、『2002 年 10 月 23 日のモスクワ・ドゥブロフカ劇場占拠事件におけるテロリスト攻撃後になされた、チェチェン人およびコーカサス民族による告発（2002 年 12 月 モスクワ）—10 月 24 日～11 月 26 日—』を参照。報告書には、2002 年 10 月 24 日から 11 月 26 日の期間における時系列と「市民支援」に報告された、または「市民支援」が調査を行った個別の事例が収録されている。

53. 一時的な登録が不可能であるため、モスクワの国内避難民は基本的な社会的・市民的権利—合法的な労働や医療支援、教育を求める権利—を行

使することができずにいる。警察による国内パスポートの押収や拘禁、金品の強奪といった事例が報告されている。ヘルシンキ人権委員会は以下のように主張する。

「モスクワやロシア連邦の他の主要な都市において、警察とその他の法執行当局はチェチェン人および他のコーカサス少数民族に対して明らかに差別的な対応を行っている。警察はIDチェックを口実にしているが、実際には民族別の身体的特徴に基づいて、チェチェン人や他の少数民族を含む浅黒い肌の人々を路上で呼び止めている。身分証明書や登録証において違法な点があるとされ、警察が被拘留者に無理やり賄賂を要求する例もある。多数報告されている別のケースでは、警察がチェチェン人や他のコーカサス諸民族に対して麻薬や武器を押しつけておいて、彼らを解放することと引き替えに賄賂を要求するというものである。拘留に関しても、当局の弁明によれば自白を得るといった目的のために、被拘留者が拷問と虐待に晒されていることに対する証言が寄せられている（▼59）」

▼59 ヘルシンキ人権委員会、『2002年10月23日～10月26日の人質占拠事件後のチェチェン民族および他の少数民族に対する反動』、欧州安全保障協力機構（OSCE）に対する書簡、2002年10月28日、<http://www.ihf-hr.org/>

54. 地元人権団体からの信頼できる情報によると、ロシア第二の都市サンクトペテルブルグの状況も、チェチェン国内避難民の滞在登録に関して制限が行われていることに関しては同様である。滞在登録が行えないため、チェチェン国内避難民には社会保障を求める法的手段が存在しない。しかしながら、サンクトペテルブルグのチェチェン・コミュニティはモスクワよりもはるかに小さく、人権団体は警察のハラスメントや罰金、行政による不法登録者の拘留がモスクワほど頻繁には行われていないことを認めている。

55. ロシア連邦のその他の地域におけるチェチェン国内避難民の状況は、前述された地域に比べて記録が不足している。しかし、UNHCRが入手した信頼できる情報によると下記のことが言える。

a) チェチェン民族は伝統的に北コーカサスの共和国外部やロシア西部の大都市外部に居住しているわけではない。チェチェン国内避難民は、たとえ不法な手段を用いても、自身が属することのできるチェチェン・コミュニティの存在しない地域に移住することを余儀なくされている。

b) 連邦の西と極西地域に関しては、連邦の法—移動の自由および連邦機関によって地域の登録手続きの合法性を保障すべき法—が侵害されていることに関する情報自体が不足している状態にある。しかし、ロシア連邦オンブズマンはいくつかの事例において上記の侵害について記録している（▼60）。

c) 連邦の一部の境界地域では、不法移民に対する特別な憂慮があり、当該地域の人口の状態および移動に関して過敏になっている（例えばカザフスタンとの6000キロにおよぶ「透明な」国境をかかえた地域や、中国からの合法あるいは非合法的な移民に直面している東部など）（▼61）。

d) 最も重要なことは、極めて強烈的な反チェチェン感情がロシア連邦の多くの地域で蔓延していることである（▼62）。この反チェチェン感情は、第一次チェチェン紛争当時の1994年から1996年の時点ですでに存在し、1999年8月のモスクワ・アパート爆破事件によって助長され、2002年10月のモスクワ劇場占拠事件によってさらに強化された。反チェチェン感情はまた、国や地方の一部メディアや、チェチェンに展開している軍および内務省の特殊部隊に従軍した連邦軍兵士に比較的多数の犠牲者が出ており、それが連邦全土で手当たり次第に兵士の家族を襲っている状況によって悪化している（▼63）。

e) 最後に、2001年9月11日の米国に対するテロ攻撃によって、政府高官およびメディアの一部がチェチェンにおける「対テロリスト戦争」という相似を主張するようになっており、それがおそらく一般社会におけるチェチェン人への疑念を深めていると考えられる。

▼60 前述のモスクワ市およびモスクワ地域、スタブロポリ地方、ボロネツ市およびボロネツ地域に関するロシア連邦憲法裁判所による1996年4月4日の第9号-P (f/n 58) と、アディゲヤ共和国およびアムール地域、アルハンゲリスク地域、チュバシヤ、カバルディノ・バルカリア、カリーニングラード、カザン地域、クラスノダール地方、ク

ルガン地域、レニングラード地域、マリ・エル共和国、ニジニ・ノボゴロド、モスクワ市、モスクワ地域、ムルマンスク地域、スモレンスク地域、スタブロポリ地方、サンクトペテルブルグ、タタールスタン、ヴォルゴグラード・ヤロスラフ地域に関するロシア連邦オンブズマンによる報告、『ロシア連邦における移動の自由および滞在・居住の自由に関する固有の権利』（2000年10月）を参照。

▼61 南ロシアの地元当局には、チェチェン・ゲリラが訓練キャンプを設置するためにカザフスタン西部を利用している可能性があることに対する懸念を非公式に表明する者もいる。

▼62 チェチェン紛争の開始以降にチェチェンおよびその他の諸民族がロシアの様々な地域で被害を受けてきた事例の詳細については、ソビエト系ユダヤ人会議、『ロシア連邦におけるチェチェン人に対する民族的迫害』（2001年7月9日）、<http://www.fsmonitor.com> を参照。

▼63 徴兵法によると、ロシア連邦における徴兵には強制力があり、徴兵は24ヵ月に及ぶ。被徴兵者は徴兵後6ヶ月で紛争地域に派遣されることもある。

第三部

チェチェン以外のロシア連邦地域で生まれた、またはチェチェン以外のロシア連邦地域に永住しているチェチェン民族の状況

56. 国内移住の問題を考える際には、チェチェンで住民登録（いわゆる「永住登録」）を行っているチェチェン民族と、ロシア連邦の別の地域で住民登録を行っているチェチェン民族とを区別しなければならない。

57. 連邦当局は、数十万人ものチェチェン民族がモスクワやチェチェン以外の連邦内の大都市で（住民登録を行っているなど）合法的に居住していると主張している。チェチェン以外の地域で住民登録を行っているチェチェン民族には、法と慣行によって、他の定住者が住んでいるような場所に居住することが許可されている。内務省の現地機関によって登録証を交付する目的で、1995年7月17日付のロシア連邦政府決議第713号第二節第三項は、下記のように居住地を定義している。

「市民が、地主または借家人、半借家人、間借り

人、あるいはロシアの法律によって保障されるその他の資格によって、永住的にまたは優先的に居住している場所。住宅やアパート、公的居住区域、特別居住区域（寄宿舎、シェルター、老人ホーム、障害者施設、退役軍人施設など）およびその他の居住場所」

58. モスクワまたはその他の地域で住民登録を行っているチェチェン民族は、その地域で生まれた者、あるいは、1994年から1996年の紛争による強制移住者として認定され、その（以前の居住地での住民登録を取り消した）後に新たな居住地で住民登録を行った者、あるいは、その他の理由（業務活動など）によって以前の居住地とは別の場所に住むようになり、最終的に新たな居住地での住民登録を行えた者である。

59. 滞在登録に関して制限的な法や制限的な行政措置が適用される地域では、非居住者に対する住民登録の発行もあらかじめ制限されている。こうした制限が、特定の人々の集団が属する領域へのアクセス（▼64）や現地の資源の分配（たとえば現地労働市場への参入）を防止する目的で当該地域によって多用されるほど、住民登録の取得は滞在登録の取得よりも通常困難になる。けれども、ひとたび特定の場所で住民登録が行えれば、登録証の所有者はそこに居住し、滞在地を離れて別の場所や外国に行く際にも同じ場所に戻ってくるものが許可されるようになる。

▼64 テロリスト防止措置という文脈によって、北コーカサス出身の人々—特にチェチェン人—が実際標的にされている。

60. 滞在地は上述のロシア連邦政府決議第713号において下記のように定義されている。

「ホテルや療養所、宿泊所、下宿屋、キャンプ場、旅行者センター、病院、または上記に類似するその他の場所、および市民が永久的には居住することのない住宅施設など、市民が一時的に留まる場所」

23節および24節に前述したように、滞在登録は、内務省管轄下の現地の当該組織に対してただ申請書を提出することによって行われることになって

いるが、これは通常現実とはかけ離れている。多くの事例では、内務省の組織が滞在登録を許可するかしないかという事実上の権利を独占しているからである。

61. 現地当局による連邦法および滞在登録法への違反に関しては、ロシア連邦憲法裁判所が数多くの判決を下しているだけではなく、ロシア連邦オムブズマンが懸念を表明している。違反は、単発的に滞在許可の発行を拒否するものから、滞在登録に関して行政全体が拒否的対応を示すものまでと様々である。ロシア連邦憲法裁判所は、特に限られた期間内でしか滞在登録が行えないとする慣例を批判している（▼65）。

▼65 1998年2月17日付ロシア連邦裁判所判決第6号Pを参照。「滞在地における滞在の期間は市民自身が決定すべきである。国家による滞在期間の限定は不適切であり、滞在地を選択するという意思の自由に対する制限を意味している」

62. こうした制限は一般に適用されており、滞在登録はしばしば1ヵ月から6ヵ月という期間に限って認められている。こうした不法な慣行は、しばしば完全に違法である現地当局への「報酬」の支払いと関連しているため、根絶することが困難である。モスクワで記録されている多くの事例によると、非モスクワ市民は毎月のように一不当にも滞在許可が延長されることはないため一滞在登録を更新しなければならず、すべてが内務省の現地機関による自由裁量に任されている。法的な救済措置は、問題の性質と裁判所の職員不足のために、長期間放置される上に不確かなものにすぎない。不法な慣行を批判する判決がなされた場合にも、しばしばその判決は執行されずに終わっている（▼66）。

▼66 モスクワおよびその他の地域における判決の執行に関する問題と、国内避難民の登録に関連するより一般的な問題については、ヒューマン・ライツ・ウォッチ／ヘルシンキ、『モスクワ：解禁期、閉鎖された都市』（1997年9月）、<http://www.hrw.org/reports/1997/russia/>；Gannushkina, Svetlana、『国際規範と難民および強制移住者の権利に関するロシア法への違反』、メモリアル人権センター／モスクワ（1998年）、

<http://www.memo.ru/hr/refugees/refsem/sem3-0.htm>；メモリアル人権センター、『公認された犯罪行為への告発、チェチェン共和国の福祉から疎外された人々に関する問題／市民と行政による犯罪：判決の履行と検察判断の遂行に関するメカニズム』、モスクワ（2001年）

<http://www.memo.ru/hr/refugees/sem8en/index.htm> を参照。

第四部

適切な身元証明／旅行許可書

第五部

チェチェンから逃れる非チェチェン民族の状況

第六部

「内戦状態における迫害の場合の国内避難選択可能性」（▼71）に対する UNHCR の立場

75 国内の移動の可能性（いわゆる「内戦状態における迫害の場合の国内避難選択可能性」）は、完全かつ公正な難民認定の決定手続きの一部として評価されなければならない。この概念は、申請者が難民認定の決定手続きを認められているか否かを判断するためのものではない。「内戦状態における迫害の場合の国内避難選択可能性」を適用することは、証拠のない主張を認めることで亡命申請の手続きを加速させるものでもない。

▼71 国内避難の問題については UNHCR の意見書を参考のこと。『亡命希望者に対する合理的選択可能性としての国内避難』（いわゆる「内戦状態における迫害の場合の国内避難選択可能性」または「難民の移動の原則」）（1999年2月／2003年5月更新予定）

76 国家が全土を通じて正常に機能することができるといふ仮定には総じて反駁の余地があり、そのため恐怖に駆られた迫害者が国家の代理人になっている場所では国内における移動の可能性を考慮することには意味がない。こうした状況が存在しないという明白な証拠がある場所でのみ、国内移動を通じて申請者が安全を確保することができたかもしれないと考えることが妥当になるだろう。国内における移動が問題となる場所で下される司法判断は、個人がその国の一部で経験した迫害の

危険を、別の場所で暮らすことによって回避することが可能であるかを問うものである。もしもそれが可能であり、そうした移動が当該個人にとって可能かつ合理的である場合には、迫害の恐れが「正しい根拠に基づいている」（▼72）かどうかを決定する上で、そこに直接的な関係が生じることになる。その国の一部で亡命希望者が生活することが安全かつ合理的に可能である場合には、「正しい根拠に基づいた恐れ」に関する基準は満

たされない。

▼72 同上

第七部
背景情報の概要

第八部
参考

訳 植田那美 / 作成年日 2006年2月26日